

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 2 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に
関する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年小牧市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（小牧市介護保険条例施行規則の一部改正）

第 2 条 小牧市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年小牧市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第 2 9（裏）中 「懲 役」 を 「拘 禁 刑」 に改める。

（小牧市医療費の支給に関する条例施行規則及び小牧市住民基本台帳法第 3 4 条第 4 項に規定する証明書の様式を定める規則の一部改正）

第 3 条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（1）小牧市医療費の支給に関する条例施行規則（平成 1 5 年小牧市規則第 4 号）様式第 2

（2）小牧市住民基本台帳法第 3 4 条第 4 項に規定する証明書の様式を定める規則（平成 2 8 年小牧市規則第 4 6 号）別記様式（裏）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの規則の施行前に犯した罪につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）の執行のため刑事施設に拘置されている者は、第 1 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2（第 1 号に係る部分に限る。）の

規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

（小牧市介護保険条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に第2条及び第3条の規定による改正前の各規則の規定により交付されている証明書は、改正後の各規則の規定により交付された証明書とみなす。